

指定管理者を募集します

平成15年に地方自治法の一部が改正され、彦根市では現在、33の「公の施設」で「指定管理者制度」を導入しています。

この制度は、「公の施設」の管理について、彦根市が出資している法人や公共団体などに加えて、民間の事業者やNPO法人などの団体を「指定管理者」として、議会の議決を経たうえで、「公の施設」の管理を任せられることができます。

この制度を導入することで、民間事業者などのノウハウを施設の運営に生かし、従来以上に質の良いサービスを利用者の皆さんへ提供するとともに、施設の管理運営経費の削減を目指すものです。

彦根市では、平成22年度末で指定期間を満了し、更新を予定している施設は、次のとおりです。

指定管理者の募集方法、募集期間、申請書類などの詳細については、彦根市ホームページに順次掲載していきますので、ご覧ください。

障害者雇用推進事業所表彰

市 商 工 課

彦根市と彦根商工会議所・稲枝商工会では、社会における障害者雇用の理解を広め、障害者雇用の促進と就労の安定を図るため、障害者雇用に理解と熱意のある事業所を表彰します。

対象 彦根地域（彦根商工会議所と稲枝商工会の地区）の事業所で、次の4つの基準のいずれかに該当する事業所。

ただし、重度障害者多数雇用事業所や就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所などは除きます。障害者の法定雇用率の対象となる事業所は、法定雇用率を達成していなくてもなりません。

① 障害者雇用に理解と熱意があり、積極的に障害者雇用を推進していること

② 職場実習や委託訓練などを積極的に受け入れるなど、障害者雇用施策に協力していること

③ きめ細やかな職務配置、職場改善などを行い、職場定着に積極的に努力していること

④ その他、特に障害者雇用と障害者の福祉に貢献していること

平成22年度に指定管理者の指定（更新）手続きを行う施設

◆彦根市南老人福祉センター

◆彦根市南デイサービスセンター

◆彦根市北老人福祉センター

◆彦根市北デイサービスセンター

◆彦根市佐和山デイサービスセンター

◆彦根市北デイサービスセンター

◆彦根市北老人福祉センター

◆彦根市南老人福祉センター

◆彦根市南デイサービスセンター

◆彦根市北老人福祉センター

◆彦根市北デイサービスセンター

◆彦根市佐和山デイサービスセンター

◆彦根市北老人福祉センター

◆彦根市南老人福祉センター

◆彦根市南デイサービスセンター

◆彦根市北老人福祉センター

◆彦根市北デイサービスセンター

◆彦根市佐和山デイサービスセンター

◆彦根市北老人福祉センター

農家調査と農地基本台帳調査（8・1調査）を行います

市農業委員会（会事務局）

8月1日現在における農家と農地の利用状況の調査を行います。

この調査は、農地法にかかる許可申請などの審査や各種証明業務、農業行政関係の1年間の基礎資料などに必要なために行う調査です。農地を所有、または耕作されている人は、配付される調査表に記入して、8月10日（火）までに必ず提出してください。

問い合わせ先 市農業委員会 事務局 ☎30-6133番、FAX24-9676番

水遊び場を開設します

7月20日（火）から8月20日（金）まで、外馬場公園（京町二丁目）と多景公園（八坂町）に水遊び場を開設します。自由にご利用ください。

開設時間 10:00～16:00

利用時の注意

☆水遊び場は、幼児を対象にしています。必ず保護者が同伴してください。

☆けがをしないように注意してください。絶対に土足で入らないでください。

☆ペットを中に入れてたり、洗ったりしないでください。

☆新型インフルエンザの感染状況やO-157などが発生したときは、閉鎖することがあります。

問い合わせ先 市都市計画課 ☎30-6124、FAX24-8517

浄化槽のお知らせ

市生活環境課

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査の3つの維持管理が適正に行われて、初めてその効果を発揮します。

不適正な維持管理や維持管理の未実施は、排水路の水質悪化だけでなく、悪臭や不衛生な環境による伝染病の原因にもなります。

夏の交通安全県民運動

7月15日（木）～7月24日（土）



夏のレジャー・交通の増加、夏休みにもなう園児、児童、生徒の屋外での活動の活発化などにより、交通事故の多発が予想されます。県民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。

運動の重点

① 子どもと高齢者の交通安全事故防止

② 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③ 飲酒運転の根絶

④ 自転車の安全利用の促進

市子育て支援課

児童扶養手当・特別児童扶養手当今年度の手続きをこくたくす

児童扶養手当は母子家庭などに、特別児童扶養手当は障害児のいる家庭などに、生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。

これらの手当を受けている人（現在支給停止になっている人も含む）は、それぞれ「現況届」「所得状況届」を期間内に提出してください。

必ず提出してください。この届を2年間提出しないと、支給資格がなくなります。提出期間 ▼児童扶養手当 8月2日（月）～31日（水） ▼特別児童扶養手当 8月11日（水）～9月10日（金）

犬のふんは持ち帰りましょう

散歩のときに飼い犬がしたふんを放置するなど、飼い主のモラルの低下を指摘されることがよくあります。

放置された犬のふんは、見た目だけでなく悪臭の原因にもなり、その場を利用する人を不快にします。ふんや尿、毛などで公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物などを汚さないようにしなければなりません。

ふん害をなくすために

- ① 散歩のときは、ビニール袋と小さなスコップなど回収するものを持ち歩く。
② 散歩の前にトイレを済ませる。
③ 飼い主同士で意識を高める。



※「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」により、犬を連れて歩くときに、犬がふんをした場合、放置してはならないと決められています。

問い合わせ先 市生活環境課 ☎30-6116、FAX27-0395



7月20日（火）は、滋賀県立文化産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口は休みです。申請には、平日の火・水・木曜日にお越しください。なお、「ピアザ淡海」（大津市）の窓口は、土・日曜日、祝日を除き、通常どおり申請受付業務を行っています。